

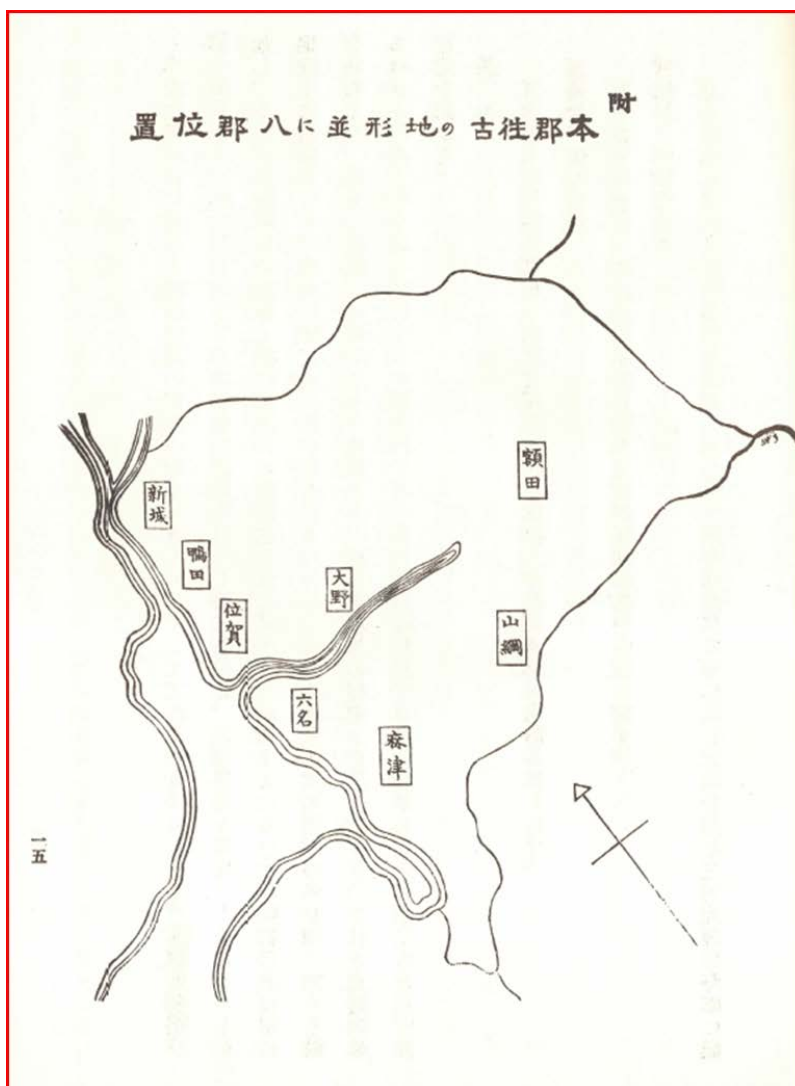
三河國額田郡誌

この資料は「三河國額田郡誌」からの抜粋である。

三河國額田郡誌
復刻日：昭和56年2月21日
発行所：愛知県郷土資料刊行会

三河國額田郡誌
大正13年3月10日印刷、大正13年3月20日発行
著作兼発行者：愛知県額田郡役所、印刷者：河田貞次郎、印刷所：西濃印刷株式会社

額田郡誌では、浦邊、坂左右は、寛永19（1642）年より碧海郡に移り、宮地、法性寺も寛永19（1642）年より碧海郡に記載されているとある。六ツ美中部、六ツ美北部については記載がない。隣接する村は柱、針崎、戸崎、羽根、若松（後の岡崎村）、高洲（高須）土呂（後の福岡村）などが考えられる。



伊田、奴加多、麻津、阿須波、鴨田、那津耶麻、六名、八帖、稻隈、厚木、羽栗、額田部性號なり(略)柱津連は河内國造額田部湯坐連の子なり、成務天皇二十二年三月朔日終死人民に情深く坐て國治道を知食業を守り專一に坐神なり、伊勢額田部神社祭伊勢は郡造の神也河内國直山神社祭河内は國造の神也三河柱津天神祭三河は郡造の神也云々

第九章 地形變遷

本郡上代の地形を按ずるに、今の矢作川大平川沿岸の低地は往古入江にして、又福岡町の過半及び幸田村の坂崎、大草、菱池、深溝等の低地は皆海灣たりしものゝ如し、今碧海郡矢作町大字北本郷神明社に藏する重代記録なるものあり、天正十五年の改寫に係る、是に依るに矢作川は西郷彈正左衛門の岡崎築城の時に至るまでは未だ堤防を設けず、河道は東川西川等何ヶ瀬にもなりて流れ、其附近未だ人家も稀に漂々たる河原野なりしことを知る、然るに此の築城に際し其の要護の爲め、堤防を築き東川西川等數流を合して一所に限定してよりは河水は堤防に従て流れ流下する土砂は其處に推積して河床年々に高まること著しく遂に河水は平地よりも遙に高所を流るゝの奇觀現出するに至りぬ。

されど往時は堤防なかりしを以て川巾廣く矢作川の如きも其東岸は高地なる山邊まで河流にして殊に岡崎以南は甚だしく東南に片寄り、土呂を経て菱池、八面方面へ下りし水脈もありしが、漸次土砂の爲めに埋却せられて遂に近世の地形と變じたり。

第拾章 境域・變遷

本郡建置の初に於ける境域は其の記録の微すべきものなくして之れを知るに由なきも、郡縣の制整ひ國に國司あり、郡に郡司ありて地方統治の機關備はりし時に於ては、其境界稍々確定せしものありしが如し、されど其後郡縣の制漸く亂れ地方には莊園愈々大に武士また勃興するに及びては國郡の名は單に地理上の名稱となり、郷村の確定また明かならざるに至れりと雖も先人の其の國郡の名を稱へ來りし跡を尋ぬるに、尙其の區域には時によりて廣狹あり、從て其境界の變遷また屢々なりき、されど文書の據るべきもの少くして之を詳にするを得されども、徳川氏以降に於ては其の境域の出入稍明なるを以て左に之を記さん。

萩村

寛永拾七年三河八郡村々高帳寶飯郡に記し同拾九年參河八郡村高附本郡に記す。

浦邊村、坂左右村

寛永拾九年參河八郡村高附本郡に記し寛文四年印知集碧海郡に記す。

宮地村、法性寺村

寛永拾九年參河八郡村高附碧海郡に記し寛文四年印知集本郡に記し元祿拾四年三河地圖碧海郡に記す。

す。

大代村、河部椽原村、雨山村、千万町村

寛永十九年參河八郡村高附寶飯郡に記し元祿拾四年三河地圖本郡に記す。

折地村、上田代村、下田代村、東蘭村、宮石村、南川向村

寛永拾九年參河八郡村高附賀茂郡に記し元祿拾四年三河地圖本郡に記す。

第拾壹章 舊 郷

大化改新以後國郡里の制定まり、國は郡を、郡は里を管せり。

里は大化二年の詔に凡五十戸爲里每里置長一人とあり、而して和銅の頃より郷の名起り、靈龜元年より正しく郷と稱し、里は郷の下に屬せり、和名抄に據れば本郡に八郷あり、即ち新城、鳴田、位賀、額田、麻津、六名、大野、山綱(驛)是れなり、而して其郷地に就くは今詳ならざるもの多しと雖大体に於て左に是を記さん。

一、新 城 郷

新城は今岩津村大字に仁木の地名あれば其邊の郷なるべし。

新城とは新來の意なるか姓氏錄に新城連高麗人高福裕之後也とあれば即ち販化したる民の來りし處な

七、徳川氏時代本郡領主畧系

○本多氏

從慶長六年至正保二年 (岡崎城主)

康重豐後守 — 康紀伊勢守 — 忠利伊勢守 — 利長越前守

○水野氏

從正保二年至寶曆十二年 (岡崎城主)

忠善監物 — 忠春右衛門大夫 — 忠盈豐前守 — 忠之知泉守 — 忠輝監物

○松平氏

從寶曆十二年至明和六年 (岡崎城主)

康福周防守

忠辰監物 — 忠任和泉守

○本多氏

從明和六年至明治 (岡崎城主)

忠肅中務大輔
本多忠勝後孫 — 忠典中務大輔 — 忠顯中務大輔 — 忠考中務大輔 — 忠民美濃守

○松平氏

從寛永九年至慶安二年 (荻谷城主)

忠房主殿頭

忠直中務大輔

○松平氏

從永祿年中至明治

(保母)

忠政孫大夫

忠勝孫右衛門

政勝瀨兵衛

政次助之丞

政俊同

○松平氏

從慶長六年至明治

(日影)

乘次監物

正貞三郎大夫

乘尙數馬

乘政監物

乘備監物

政毅準人正

政尹助之丞

政春要人

政有式部

政周要人
松平鎌藏祖

○板倉氏

從慶長六年至明治

(深溝)

乘道同
松平數馬祖

勝重伊賀守

重昌內藤正

重直筑後守

重行同

勝音同

勝香帶刀

勝延主稅

勝宦主稅
板倉小次郎祖

○山本氏

從慶長十九年至明治

(高須)

正吉四兵衛

正茂四兵衛

正貞同

正延內膳

雅據紀伊守

雅倫大膳

雅常四兵衛

雅直助三郎
山本大膳祖

計 六千參百拾八石貳斗壹升貳合 今ノ岡崎市分高八千百拾石五斗壹升四合	二・六六〇 天 王 天 王		兩 町 材 木 町		四三六六 四三八四〇
	六三〇 天 王 社		一四〇八 伴 孫 太 郎		
坂左右村 四九〇〇〇	浦邊村 一・二七八九〇		本多忠利 水野忠之		
×法性寺村 ×二四〇八五〇	×宮地村 ×一五〇六〇	×犬頭社 犬頭社	×妙國寺 妙國寺		
×六〇〇八八	×四三〇〇〇				
今ノ他郡分壹千七百六拾八石八斗九升					
合計 四萬貳千八百拾石四斗五升四合 (今ノ本郡分計參萬八千二百七拾四石壹斗參升四合)			合計 五萬壹千五百拾六石參斗五升壹合 (今ノ本郡分計四萬參千四百五石八斗參升七合)		

石高、城主

第貳章 古城址

應仁以來天下麻の如く亂れ、英雄四方に割據し大は小を呑み強は弱を併す、故に所在の豪族其の自衛の必要よりして各城廓を築き之に居る、其の大小廣狹素より同じからずと雖も本郡に於て其城址の分明なるもの八十一箇所の多きを算す、斯の如く多數の城址を有すること蓋他國に於ては其比を見ざる所なるべし、左に其概要を記さん。

羽根城址

岡崎村大字羽根にあり、現時は宅地及田畑等となる、大久保甚四郎忠員此城に居り男七郎右衛門忠世相次で居城せしが天正三年長篠城の戦功に依り遠州二股城を受領し之れに移轉となる。

針崎城址

同村大字針崎に在り、三河國二葉松曰在二ヶ所一ヶ所は屋敷酒井左衛門殿、成瀬淨勇

土呂城址

福岡町大字福岡に在り、永祿七年三河一向宗亂後徳川家康の命により石川數正此に築城して居すと云ふ廢城年月詳ならず。

坂崎城址

城壘地理誌曰三浦彈正安房同勘ヶ由左衛門義房、酒井與四郎、筒井家記録曰將監の築營にして其子甚藏亦在城す、當時筒井家に小野山口兩家老有りと云、小野家記録曰永祿六年徳川家康野場城を攻め城主山本某降參せし時伊豆衣笠の城主三浦義明の末孫道西東部の地南西北の三面水に接し自然の要害なれば築城あるべしと言上す、家康直に工を起し酒井與四郎正親を籠め置かれたり道西は宮前四方五十間の地を賜はると云。

深溝城址

古城址

同村大字深溝に在り、目下總て田畑に開墾し小丘所々に散在するを見るのみ、始め大場次郎左衛門築て居る、後松平忠定大場を討ち當城に入る、同好景同伊忠同家忠の四代居城し家忠伏見の役に鳥居等と共に戦死し男忠利家督を繼ぎ下總の忍城に徙る、後板倉重昌の居城となり、子孫相次ぎ明治に至りて廢城となる。

同城址

字天白にあれども城主年代詳ならず今畑となる此邊の字名として城跡櫓下裏門木戸口等の字名今に存す

同城址

字南道祖神現學校所在地に在り、城主年代共に詳ならず。

大平城址

りて、しやうくばちなる事を仕るご仰あり、其夜作手邊より百人斗源太郎屋敷に押寄矢を射かけ攻ける時に太郎左衛門が調したい松に火をかけ寄手の中へ打込く戦ける、又岩戸村の杉本惣左衛門と云者屋根へ上り矢を放つ既に射つくしければ屋根石を以て敵を討夜中是に敵さはぎて引退くと云ふ宇頭坂まじ追討す、夜明ければ岡崎に御飯ありける是より麻生の庄九八倉橋太郎岩戸の天道杉本惣左衛門事之は天左衛門事と身岩戸のかろきと云事也天道と身かろきと云事也と異名を呼玉ふは此時の事とぞ。

針

崎

古戰場

永祿六年家康岡崎に在り、十月一向宗反す、徳川舊臣岡崎を離散し一揆に黨するもの多く、一國大に反亂す、初め野寺本證寺の境内に鳥居淨心と云有福者あり屋敷前に數十枚の薙に新穀若干を乾せり、時に岡崎若士某なる者乗馬して爰を通行す馬物に驚き彼の曝穀を踏籍す、鳥居走り出て大に怒り匂る其聲に應じて寺中の者共百餘人手毎に棒を携へ之を撃ち又礮を投ず、衆寡敵せず岡崎の士逃飯り、其夜勿頸の友十四五名を募り鳥居か宅に亂入し十分打擲怨を復して還る、是れ一揆の根本也、此事野寺本證寺佐々木上宮寺、針崎勝鬘寺に聞ゆ末寺門徒を激し楯籠り進一步生極樂退一步墮地獄と書したる牌を分つ、徳川舊臣之れに黨する者多し、家康大に驚き兵を分ち諸城を守らしむ十一月針崎の賊和田を攻む、家康馳救ひ大に之を破る大久保忠俊進て針崎を攻む、七年正月家康忠俊を以て針崎に當て自ら小豆坂に出て賊と遇ふ賊將近藤新一郎射て公の轡に中つ公大に怒り水野信元と兵を合せ其將を斬る、土呂針崎野寺の

三ヶ寺賊兵を合せて和田を攻む、大久保忠俊同忠世防戦剣を破る、公單騎赴き援く踵馳する者三十八騎、鶴殿康孝戦死す賊黨渡邊守綱公に逼る、内藤正成射て之を仆す、公甚だ危し土屋長吉公の馬前に當て賊を防て戦死す、日暮に會て兩軍交綏す、公還て其甲を脱すに銃丸を得たり、二日佐々木の賊矢田助吉を將とし岡崎を犯す公銃手を以て之を狙撃せしむ矢田丸に中て斃る餘賊潰走し是より賊勢沮喪し互に相後悔し次て降を請ふ。

一説に曰永祿六年十月菅沼定顯をして佐々木に城かしむ糧儲未備らず邑中に向宗上宮寺あり頗る富饒定顯資糧を徴す寺僧聽かす乃ち之を奪ふ僧徒怒り針崎土呂野寺に檄し千餘人を得以て菅沼氏を攻む定顯之を訴ふ家康大に怒り酒井正親をして賊の主謀を捕へ斬て以て徇ふ、僧徒之に依て益劇怒し遂に大事に及ぶと云ふ。

天ヶ峯

岩津村信光明寺後北に當りて一山あり、天ヶ峯といふ元龜二年辛未夏四月七日甲州勢秋山伯耆守と岩津の城主松平源五郎と合戦の時此山より本城を見て攻落せしと云ふ、青山系譜に曰元龜二年辛未四月七日信玄亂秋山伯耆守岩津に於て松平源五郎と戦ふ此時岡崎より加勢と爲て阿知和右衛門、青山喜太夫、宇野小兵衛等出陣眞福寺左り石といふ處にて喜太夫數ヶ所手負當村の住人清水小左衛門敵を追拂ひ手負を肩にかけ百々村に於て養生の處に三日の内に死す乃ち清水屋敷に葬る。

事を賀す。十五年駿府に於て大番頭となり、十八年小田原陣に従ひ、慶長四年三月從五位下土佐守に叙任す。同年四月廿二日率す、年四十二。

〔板倉勝重〕

板倉勝重は陸奥守源義家五代の孫足利宮内少輔泰氏の二男、板倉五郎義顯の後胤なり。

義顯また澁川と名乗る、其の末葉本郡小美村の住人八右衛門好重が時に當り、松平大炊助好景に屬し、永祿四年四月十五日好景と共に吉良義昭と戦て討たる。好重男子三人あり、嫡男左衛門忠重、好景の男主殿助伊忠に仕ふ。伊賀守勝重は好重の二男にして幼歳僧となり、本郡夏山の禪寺に在り、三男喜藏定重主殿助伊忠に仕へ、天正二年七月高天神の城にて討死す。定重戦死の後家康の命によりて勝重還俗し四郎右衛門尉と名乗る。天正十六年家康駿河の國府に移るや、多くの家人の中より擇ばれて此所の町奉行となる。慶長六年の春京都に所司代置かる、や、勝重並に加藤喜左衛門を擇びて上せらる、加藤は六條に本願寺々地を賜ふの時、私事ありて罰を受け、其後勝重一人職にあり。同八年二月家康將軍宣旨拜賀の時從五位下に叙し、伊賀守に任す。此頃關原の戦後日淺く徳川天下草創の初めに於て土民威に服するも未だ徳に懐かず、まして豊臣家京近き大阪の地にありてさすがに昔を忍ぶ者少からず、人心定まらざるの時勝重所司代の要職に在りて、事一として淹滞なく、物一つとして廢缺なく、天下皆其能を稱せずと云ふ者なし。殊に大阪の兵再びまで起れるも、皇城の内動きなく叡慮を泰山の安に置き奉りたる、實に勝重の功大なりと謂ふべし。元和六年致仕して自ら子重宗を薦めて之に代らしむ。九年從四位下侍

從に進み、寛永元年四月廿九日卒す、年八十。重宗父に繼ぎて京職に補せられ、職に在ること凡三十餘年人の敬ふ事神明の如く慕ふこと父母の如し。父子共に君の寵恩厚く、位從四位の上に昇り官左近衛少將に進む。弟内膳正重昌亦英明にして臙脂内膳と稱せらる、周防は蘇枋に通じ其の色優るを謂ふなり。寛永十五年島原役、戦死す、其子重矩父に従ひて奮戦す、後年所司代のことを行ふ咬榮を以て室に臨す。實に徳行の士なり、板倉氏善く循吏を出すといふべし。

〔松平親宅〕 童名清藏後剃髮して念誓と號す、清四郎親常の子なり。永祿六年より徳川家康に仕へ、長澤に住して代官を勤め所々の軍に従ふ。元龜元年信康に附せられ岡崎に移り住す、天正三年故ありて仕を辭し、同七年信康事あるや悲歎に堪へずして法體し、此年濱松に赴き秀忠の誕生を賀す、時に家康より貞宗の刀を賜ひ再び岡崎に出勤す。十一年四月再び濱松に赴き家康に謁し初花と云へる茶入を進す、家康喜びて知行を與へんとせしに辭して受けず。此の年亦家康に召よれ茶を製して奉れと命せらる、依て念誓各地を巡見し、額田郡土呂郷(福岡町)に善き茶園ある由申上げければ此地に宅地を賜はり、上林竹庵と共に年々茶を製して奉る。十二年二月茶壺を献せしを悦び、家康念誓にその望む所を申すべしとあり、念誓酒作ることを許されたと答申せしに御恩許の判物を與へられ、十四年參河目代となり、十八年家康關東に入るの後も毎年製茶に副て參府す。慶長五年九月老を以て男親重父に代りて代官を勤む、九年八月三日死す、年七十一、法號念誓岩津妙心寺に葬る。